新潟県立生涯学習推進センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

新潟県教育委員会

教育長　　稲　荷　　善　之

新潟県教育委員会規則第４号

新潟県立生涯学習推進センター規則の一部を改正する規則

新潟県立生涯学習推進センター規則（平成４年新潟県教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>（使用料の納入）
第７条の２　条例第３条第２項の規定により、センターのホール、大研修室又は付属装置の使用の許可を受けた者は、条例第５条に規定する使用料を前納しなければならない。ただし、所長が特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。

（使用料の免除）
第７条の３　条例第６条の規定により、県が主催する事業に使用する場合は、使用料の全部を免除する。

２・３　（略）

別表（第４条関係）
(1)　（略）
(2) 付属装置
オーバーヘッドカメラ　プロジェクター　ビデオ一体型ディー・ブイ・ディー・デッキ　ワイヤレスマイク　有線マイク

別記
様式第１号（第６条関係）
新潟県立生涯学習推進センター施設等使用許可申請書
（略）
（略）
付属装置　ホール　機器操作担当者（　）□オーバーヘッドカメラ　□プロジェクター　□ビデオ一体型ディー・</td><td>（使用料の納入）
第７条の２　条例第３条第２項の規定によるセンターのホール又は大研修室の使用の許可を受けた者は、条例第５条に規定する使用料を前納しなければならない。ただし、所長が特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。

（使用料の免除）
第７条の３　条例第６条の規定により、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用料のうち、それぞれ当該各号に掲げる額を免除する。
(1) 県が主催する事業に使用する場合　全部の額
(2) 国又は県内の市町村が主催する事業に使用する場合　２分の１に相当する額
２・３　（略）

別表（第４条関係）
(1)　（略）
(2) 付属装置
オーバーヘッドカメラ　プロジェクター　ビデオデッキ　DVDデッキ　音響設備

別記
様式第１号（第６条関係）
新潟県立生涯学習推進センター施設等使用許可申請書
（略）
（略）
付属装置　ホール　機器操作担当者（　）□オーバーヘッドカメラ　□プロジェクター　□ビデオデッキ　□ＤＶ</td></tr>
</table>

		ブイ・ディー・デッキ □ワイヤレスマイク □有線マイク
	研修室	機器操作担当者（　）□オーバーヘッドカメラ □プロジェクター　□ビデオ一体型ディー・ブイ・ディー・デッキ □ワイヤレスマイク □有線マイク
（略）		
使用料の減免	□県が主催	
（略）		

（略）

様式第２号（第６条の２関係）

（略）

新潟県立生涯学習推進センター施設等使用許可書

（略）

（略）		
付属装置	ホール	機器操作担当者（　）□オーバーヘッドカメラ □プロジェクター　□ビデオ一体型ディー・ブイ・ディー・デッキ □ワイヤレスマイク □有線マイク
	研修室	機器操作担当者（　）□オーバーヘッドカメラ □プロジェクター　□ビデオ一体型ディー・ブイ・ディー・デッキ □ワイヤレスマイク □有線マイク
使　用　料	ホール	
	研修室	
	付属装置	
（略）		

		Dデッキ　□音響設備
	研修室	機器操作担当者（　）□オーバーヘッドカメラ □プロジェクター　□ビデオデッキ　□ＤＶＤデッキ　□音響設備
（略）		
使用料の減免	□県が主催　□国又は県内市町村が主催	
（略）		

（略）

様式第２号（第６条の２関係）

（略）

新潟県立生涯学習推進センター施設等使用許可書

（略）

（略）		
付属装置	ホール	機器操作担当者（　）□オーバーヘッドカメラ □プロジェクター　□ビデオデッキ　□ＤＶＤデッキ　□音響設備
	研修室	機器操作担当者（　）□オーバーヘッドカメラ □プロジェクター　□ビデオデッキ　□ＤＶＤデッキ　□音響設備
使　用　料	ホール	
	研修室	
（略）		

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の規定は、この規則の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。